

平成31年度（令和元年度）
事業計画書及び活動予算書について

自：平成31年4月 1日
至：令和 2年3月31日

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会
平成31年度 事業計画書

はじめに

平成30年度は、策定された「静岡市障害者共生のまちづくり計画」の初年度であり、障害者施策の全体としての推進と、残された課題として5つの項目に取り組む初年度となった。静岡市障害者施策推進協議会においては、「親亡き後の支援」について本会議で議論され、その古くて新しい問題に取り組んでいる。ただ、残された5つの課題は、解消できないそれなりの理由があるので従前のやり方では解決が難しいため、今年度は新しい考えや取り組みで臨まないと解決の糸口さえ見えてこない。計画相談の不足解消、短期入所の不足解消、移動支援の見直しは大胆な発想が必要だろう。

加えて、虐待防止、権利擁護までは福祉の範疇だったが、差別解消などは社会に幅広い分野に関係するため、今年度はこれまで取り組んでこなかった未知分野への働きかけが必要になっている。

背景には国の財政状況の厳しさがあり、予算は自然増のものも抑えようとしており、「住民主体の地域共生社会」とあたかも新しい方針がうたわれているが、「お金は使えないので、知恵と汗を住民に出してもらおう」というのが本音だろう。住民にはあまり説明がなく、住民の負担感が増している。本来は、何が公的に責任を持たなければならない施策で、何を住民に任せるべきなのかの議論があるべきだが、削減できることから削減するといった形になりつつある。

特に80-50問題に象徴される地域の生活課題については、高齢者（介護保険）も子育ても、生活困窮も、障害者もそれらを支援する機関が連携して取り組むという法律（改正社会福祉法）はできたが、現場にはまだ浸透してない。高齢者のためだけでない本当の地域包括ケアに挑戦したい。

福祉と様々な分野との連携は、行政ではあまりうまくいっておらず、当事者がその必要性や重要性を訴えることで、同じテーブルでの議論になるきっかけとなっている。福祉と、介護と医療、看護、教育、雇用、年金、さらには司法、防災、交通・移動、情報・通信、消費者保護等の関係各分野を連動させながら、様々な機会を捉えて障がい者の権利擁護の推進、障がい者児の福祉の充実、生活全般を支え社会参加の支援の充実に向けて、積極的、具体的に提言を行いつつ、具体化の推進をすすめたい。

今年度も静岡市からの委託事業として、基幹相談支援センターや虐待防止センターなどを運営するにあたり、当事者の立場に立った視点での発信と切り切った発言、相談支援事業に関しては「誰も取り残さない」という姿勢を打ち出して取り組む所存である。

1. 今年度の重点事業（概要）

今年度のテーマ	「障がいの当事者が声を出し、声なき声を代弁し、誰も取り残さない」
今年度の方針	「関係機関等と積極的に連携・協働し、相手の機能・能力を活かす」

◎は新規の事業、○は重点的な取り組み

(1) 協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）

①	これまでの活動について振り返り、会員の声を聴き、今後の方向を見定める	◎
②	当協会の基本理念を確立し、自主的な「静岡市の福祉ビジョン」を構想する	◎
③	会報「わかば」(2回発行)、ホームページ、CANPAN ブログなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する	○

(2) 協会の財政を安定化し、安定的な組織運営を図る(継続)		
①	正会員を増やし、協力会員を拡大させるなど、組織の基盤を強化する 市内の障害者団体のうち未加入の団体(発達系、脳外傷系)に個別に働きかける	
②	認定 NPO 法人を維持するため、パブリックサポートテスト(1年間で3000円以上の寄付者を100人以上)のクリアを継続する	○
③	総会を年1回、理事会を年4回で開催し、協会を民主的に運営する	○
④	当協会においても推進されるべき障がい者の雇用は、障害者雇用助成金の活用により少しでも雇用の幅を広げながら、その財源を確保する。	◎

(3) 障害者団体として独自の事業を進める(自主事業:継続)		
①	研修会(障害者プランの勉強会)を継続し、自らが勉強する (毎月第3水曜午前10~12時) テーマは「防災と差別解消」だが、タイムリーな課題を様々な角度から学習する 障害者施策について基礎的な仕組みを勉強して、団体が政策提案できる力をつける	◎
②	防災事業の委員会にて、地域の避難所運営訓練の拡大と要援護者支援を盛り込む (毎月第1火曜午後6時~8時) 地域防災訓練に避難所運営訓練を入れるよう、関心のある自主防に働きかける 宿泊防災訓練の実績がある地域の事例をもとに、他の地域への訓練の拡大を図る	◎ ◎
③	移動支援・バリアフリー委員会の活動を通じて、差別解消、社会参加を促進する (毎月第4木曜午後1時30分~3時30分) 移動支援:精神障がい者の社会参加、障害児通学支援の個別協議の円滑実施、車両 移送型・グループ支援の研究、大学での修学支援、事業所の拡大 バリアフリー:バスの利用改善や障がいがある人の社会参加を進めるよう事業所と 協力し、定期的に話し合いの場をもつ 差別解消:差別事例等を集めて研究し、市民に差別解消の啓発をする方法を研究 し、静岡市に「差別解消地域支援協議会」の設置に協力する。	○ ◎ ○
④	市議会厚生委員会の委員(議員)との懇談会を開催する 解決が困難な課題や継続的な課題について意見交換し、課題共有し解決に取り組む	○

(4) 静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす(市委託事業)		
①	基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり、相談支援機関の課題に取り組む	

	<p>3区で毎月開催される相談支援事業者を中心とする事務局会議・連絡調整会議を活用し、他機関や計画相談支援事業所等の抱える困難事例についても、本来の役割が遂行されるよう協力する。</p>	◎
	<p>専門部会の活性化とそれぞれの専門的な課題解決に取り組む 既存の専門部会への協力(地域生活支援、権利擁護・虐待防止、就労支援、地域移行、相談事業評価部会)と昨年度設置された新たな専門部会(こども部会と相談支援部会)の運営に協力</p>	○
	<p>増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぐしくみを作る 特に基幹相談支援センターに期待される役割は、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所に対し、困難事例の総合的な調整機能、スーパーバイズ機能であるので、個別の支援ケースについては支援の方向性を明確にして関係機関に引き継ぐ。</p>	○
	<p>市内相談支援専門員等に対する実務研修を行い、スキルアップを図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修テーマ：インテーク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携など ・新報酬体系において新たに「体制加算」となる基幹相談支援センターの研修や連携会議等について適宜開催する。 ・本年度は、「多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修」を5回実施し、検討課題を通して多職種・他機関との連携モデルを探る。 	◎
	<p>県内の「基幹相談支援センター」と連携を深める 静岡市・浜松市・三島市・富士市・長泉町の各基幹相談支援センターの各圏域での位置づけ、役割を調査し、適正な委託費水準の確保や事業の改善に役立てる。</p>	○
②	<p>「静岡市障がい者共生の街づくり計画」に明示された五つの「今後検討が必要な個別課題＝㉗計画相談支援・障害児相談支援の充実、㉘短期入所事業所の充実、㉙移動支援の利便性の向上、㉚新規サービスの提供体制の円滑な整備、㉛障がい者の「親亡き後」の支援」について、静岡市障害者施策推進協議会、静岡市障害者自立支援協議会等様々な協議の場を活用し解決に努める。</p>	○
③	<p>虐待防止センターとして、当事者の立場に立ち、個別の事例の支援と、適切に機能する仕組みづくりに取り組む</p>	
	<p>虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士など専門職や関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す 	○
	<p>虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への助言等の支援策などを検討する</p>	◎
④	<p>触法系障害者への対応の増加に対し、連携会議を適時に開催し、関係機関職員の研修と支援への協力を求める</p>	
	<p>平成29年度から委託業務の仕様書に追加された、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に係る触法障害者の相談支援を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入り口支援(起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援) 	◎

	<p>として警察、地方検察庁（社会復帰支援室）、保護観察所、福祉事業所等と連携し、本人の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援、再犯防止に努力する ・ 静岡県弁護士会の「高齢者・障害者総合支援センター」、「刑事弁護と福祉との連携委員会」、国選弁護人等と連携し、更生支援計画の作成等の必要な支援を行う。 	
	平成30年度の報酬改定で示された計画相談支援事業所の「特定事業所加算」に係る「基幹相談支援センター」との連携について、指定のための単なる事務手続きに止まらず、具体的、実質的な連携策を構築する。	○
⑤	<p>障害者相談員（知的・身体）活動推進業務（新規：静岡市障害者相談支援推進業務の拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談員活動業務報告書の受理 ・ 障害者相談員に対する研修の開催 ・ 障害者相談員が担当する相談事例への助言・支援 ・ 基幹相談支援センターが担当する事例等について障害者相談員との連携 	◎
⑥	機関紙「三輪車」を発行し、障害のあるなしに関わらず広く市民に対し当センターの活動を啓発する	

(5)	地域生活支援ネットワークまいむ・まいむ 相談調整コーディネーター業務（継続）	
	国の指針により静岡市が整備した地域生活支援拠点において、基幹相談支援センターとして昨年度より相談調整コーディネーターを派遣し、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組み、「地域支援ネットワークまいむ・まいむ」の業務を遂行する	○
①	<p>相談調整コーディネーターの派遣</p> <p>「静岡市障がい者共生の街づくり計画」に基づき「地域支援ネットワークフまいむ・まいむ」に相談調整コーディネーター1名を派遣し、㊲相談支援事業の課題の整理、㊱専門的人材の確保・養成、㊳地域の体制作りについて総合的な調整を行う。（派遣場所 障害者支援施設「百花園宮前ロッジ」内/清水区楠）</p>	
②	<p>サービス調整コーディネーターとの連携</p> <p>百花園宮前ロッジが置く「サービス調整コーディネーター」1名と緊密な連携を行い、同コーディネーターの役割である㊲緊急時の受入態勢の確保、㊱体験の場の確保に協力し地域に体制づくりに資する</p>	○
③	静岡市障害者自立支援協議会、地域生活支援部会を活用し、「地域支援ネットワークまいむ・まいむ」の運営会議（ネットワーク会議）を行う。	○
④	相談調整コーディネーターの役割である、相談支援の専門性の確保について、基幹相談支援センターと共催し、「多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修」を5回実施し、検討課題を通して多職種・他機関との連携モデルを探る。	◎

	⑤ 清水区障害者相談支援連絡調整会議で地域課題として自立支援協議会にあげられた、静岡市東部地域（旧由比町・蒲原町）における「高齢・障がい・児童包括型」相談支援体制の構築に対応し、同地区での出張相談を実施する。	◎
	⑥ 仕様書にある市民活動団体、大学（産学官連携）、地域住民との連携に資するため静岡市地域福祉共生センター「みなくる」、静岡市番町市民活動センター、清水市民活動センター等との連携に努める。	◎

(6) その他の相談支援事業に関連する事業の拡大		
	① 生活保護精神障害者退院支援プログラムの受託（今年度委託金約97万円） ・精神科病院に入院中の精神障がい者で、生活保護を受給している方の地域移行を支援する（自立支援協議会地域移行支援部会地域移行ワキソウグループとの連携・各行政区障害者相談支援連絡調整会議・市内委託障害者相談支援事業所・計画相談支援事業所など）	○
	② 地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続） ・地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する	○
	③ 新たな障害福祉サービス（個別給付）を研究し、必要なものは実施する（新規） ・特に「自立生活援助」の活用には早急に検討し、実施できる体制を整備する ・「自立生活援助」事業所の指定申請準備室機能、地域生活支援ネットワークまいむ・まいむにおける、市民活動団体等との連携機能等のブランチ的な拠点として、静岡市番町市民活動センターの事務室を賃貸する。	◎

障害者相談支援推進業務 事業計画書

(1) 事業所の運営体制

① 基本情報

相談支援事業所名		静岡市障害者相談支援推進センター	
運営法人		特定非営利活動法人静岡市障害者協会	
指定内容	指定特定	有	・ (無)
	指定一般	(有)	・ 無
	指定障害児	有	・ (無)
附置施設名		(特定非営利活動法人 静岡市障害者協会)	
附置施設の事業種別		(障害当事者団体の活動支援・障害者の権利擁護)	

② 事業所情報

所在地		〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター3階	
電話番号		054-254-6880	
FAX番号		054-254-6880	
電子メールアドレス		shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp	
ホームページアドレス		http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/	
開所日	定例日	月曜日～金曜日	
	非定例日	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談は土日・祝日・年末年始休業日も対応。	
開所時間	開所時間	9時00分～	17時00分
	電話対応時間	9時00分～	17時00分
	来所対応時間	9時00分～	17時00分
	ピアカウンセリング対応時間	10時00分～	16時00分
	その他	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談の受付は24時間対応(深夜・早朝は留守電対応の場合もある。)	
苦情相談窓口の設置状況		あり 苦情相談受付担当者：堀 越 英 宏・中 川 ちひろ	
		苦情解決責任者：牧 野 善 浴	
		苦情解決第三者委員 渡邊英勝(静岡福祉大学准教授)	

③ 設備状況

相談室	相談室の数	2(事務所内の相談コーナー1、別室(会館内の相談室1))	
	個室相談室	(有)	・ 無
その他主な設備		事務機・イス・パソコン6台、プリンター・インクジェット印刷機・FAX複合機・PCサーバー・電話回線主装置・緊急連絡用携帯電話2台・キャビネット4等	

④ 人員配置

管理者	職名	会長
	氏名	牧野 善浴
職員数	常勤職員	1 人 (うち、他業務兼務 0 人)
	非常勤職員	6 人 (うち、他業務兼務 2 人)
機能強化 対象職員	氏名	牧野 善浴 (管理者と兼務 常勤換算0.71人)
	氏名	中川 ちひろ (非常勤・専任 常勤換算0.86人)
	氏名	堀越 英宏 (常勤・専任 常勤換算1.0人)
	氏名	小久江 寛 (非常勤・専任 常勤換算0.84)
	氏名	濱田 貴倫 (非常勤 常勤換算0.51人)
	氏名	稲木 良光 (非常勤 常勤換算0.29人)
	氏名	木村 純子 (非常勤・常勤換算0.23人)

※ 常勤職員は、週35時間以上勤務している者。

※ 他業務兼務者は、本市が委託する障害者等相談支援事業以外の事業に従事している者。

【配置職員の従事業務】 障害別相談員については、別紙「障害別相談員名簿」を参照

職員氏名	従事体制		従事業業区分								
	常・非	専・兼	基幹相談支援センター事業			障害者相談支援推進事業				障害者虐待防止センター事業	事務
			総合的・専門的な相談支援	地域の相談支援体制の強化	地域移行・地域定着の促進	障害者110番事業	障害者相談員活動強化事業	身体障害者補助犬相談事業	地域生活及び社会参加等推進事業		
牧野 善浴	非	兼	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 ちひろ	非	専	◎	○		○	○			○	
小久江 寛	非	専	◎	○		○	○		○	○	
濱田 貴倫	非	兼	◎	○	○	○				○	
堀越 英宏	常	専	◎	○	○					○	○
稲木 光良	非	専	○						○		
木村 純子	非	兼	◎	○	○					○	
山本 佳昭	常	専				○	○	○	○		○

※ 「従事体制」欄には、常勤・非常勤の別、専任・兼務の別を記載。

※ 「従事業業区分」欄には、該当職員が従事する業務に「○」を記載。また、相談支援事業従事者のうち、相談支援専門員の資格を有する者は「総合的・専門的な相談支援」欄に「◎」を記載。

【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格	兼務事業名（施設・事業所名）
牧野 善浴		男	社会福祉士	
中川 ちひろ		女	平成29年度静岡県障害者相談支援従事者現任研修修了、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員	
小久江 寛		男	平成30年度県障害者相談支援従事者現任研修修了	
濱田 貴倫		男	平成30年度県障害者相談支援従事者現任研修修了	地域生活支援拠点まいむ・まいむ相談調整コーディネーター配置業務
山本 佳昭		男	社会福祉士・介護福祉士	
堀越 英宏		男	平成29年度静岡県障害者相談支援従事者現任研修修了、社会福祉主事任用資格・中学・高校教員免許状（社会）	
稲木 良光		男	平成28年度県障害者相談支援従事者専門別コース研修修了。NPO総合福祉カウンセリングセンター認定上級心理カウンセラー・平成30年度強度行動障害支援者研修修了（基	
木村 純子		女	平成28年度県障害者相談支援従事者初任者研修修了、平成30年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修修了、特別支援学校教諭2級免許状	地域生活支援拠点まいむ・まいむ相談調整コーディネーター配置業務

(2) 基幹相談支援センター事業の実施見込

① 総合的・専門的な相談支援の実施

項目		実施見込量
開設日数		242 日
相談支援	延件数	900 件
困難事例への対応	延件数	300 件
個別支援計画	作成件数	0 件
	作成支援件数	24 件
個別支援計画（所謂セルフプラン）を提出した場合、障害福祉サービスの支給量の変更や他の障害福祉サービスを合わせて利用することがないと、計画相談支援の受給ができず、利用者の不利益につながるおそれがあり慎重に対応したい。		
個別支援会議	開催回数	108 回
	参加回数	108 回

※ 「困難事例への対応」の件数は、「相談支援延件数」のうち数を記載。

※ 「困難事例への対応」には、関係機関の紹介や個別支援会議では解決が困難な事例や、地域の相談機関から困難事例として支援の引継ぎを受けた事例の件数を記載。

※ 「個別支援計画」には、計画相談支援として行うものを除き、当事業にて実施する件数のみを記載。

② 地域の相談支援体制の強化の取組

項目		実施見込量
地域の相談機関への助言・指導	実施回数	50 回
地域の相談支援事業者の人材育成支援	実施回数	11 回
自立支援協議会構成会議	事務局会議	36 回 参加
	区連絡調整会議	
	全体会議	3 回 開催
	市自立支援協議会	2 回 参加
	同上 部会・PT・WT	30 回 参加
地域の相談機関との連携強化	実施回数	8 回

※ 「地域の相談機関への助言・指導」には、他の相談支援事業者、民生委員、障害者相談員、保健医療機関、教育機関及び就労機関等、障害者等への相談支援を行う機関に対し、助言・指導する件数を記載。

※ 「地域の相談支援事業者の人材育成支援」及び「地域の関係機関との連携強化」の詳細は、別紙に記載

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

項目	実施見込量
実施回数	13 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

④ 権利擁護・虐待の防止

項目	実施見込量
実施回数	4 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載（障害者虐待に対応した虐待対応コア会議・ケース会議・終結会議は含まれない。）

(3) 障害者相談支援推進事業の実施見込

① 障害者110番事業

項目		実施見込量
開設日数		242 日(障害別相談150日)
相談支援	延件数	150 件
研修会	実施回数	3 回

※ 相談支援に従事する障害者相談員について、別に従事者名簿を提出すること。(様式任意)

※ 「研修会」の詳細は、別紙に記載。

② 障害者相談員活動強化事業

項目		実施見込量
開設日数		242 日
相談支援	延件数	240 件
研修会	実施回数	3 回
活動報告書の確認・指導	延件数	160 件 相談員80人×2回
相談員のコーディネート	延件数	20 件

③ 身体障害者補助犬相談事業

項目		実施見込量
開設日数		242 日
相談支援	延件数	210 件
	うち、補助犬相談	(70 件)

④ 地域生活及び社会参加等推進事業

項目		実施見込量
実施回数		35 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

(4) その他

1. 静岡市障害者自立支援協議会への参画
 - ① 障害者自立支援協議会への提言事項についての課題抽出・整理
 - ② 権利擁護・障害者虐待防止部会・地域生活支援部会・地域移行支援部会・就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・評価部会等への参画、各部会のプロジェクトチーム・ワーキングチームへ
 - ③ 全体連絡調整会議の運営
 - ④ 各区委託障害者相談支援センターが開催する事務局会議・区連絡調整会議の運営
2. 行政関係の機関・会議への出席
 - ① 静岡市障害者施策推進協議会
 - ② 静岡市障害支援区分認定等審査会
 - ③ 静岡市成年後見制度利用促進協議会
 - ④ 静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議
3. 各種機関等の連絡会等への出席
 - ① 静岡市社会福祉協議会の関係会議（生活困窮者自立相談支援調整会議・各区地域福祉相談支援センター会議、ボランティア市民活動センター会議 生活応援ボランティア研修への講師派遣等）
 - ② 特別支援学校等進路担当者連絡協議会
 - ③ 静岡市障害者歯科検診センター運営協議会
 - ④ 静岡市特別支援連携協議会
 - ⑤ 静岡市発達障害者支援協議会
 - ⑥ 医療的ケア児支援協議会
 - ⑦ 静岡市障害者差別解消地域協議会（平成30年度の設置は見送りとなったが、市障がい者計画に記載事項であり同等の機能を果たす場を検討）
4. 地域生活支援拠点ネットワークまいむ・まいむとの連携
5. 障害者の社会参加推進関係
 - ① 文化活動
 - ア. 障害者の書道・写真全国コンテストの周知、出展作品とりまとめ
 - イ. 静岡市葵区・駿河区老人クラブ連合会文化祭の周知、出展作品とりまとめ
 - ウ. TOGETHERS イン 静岡の後援（日本平ロータリークラブが主催する障害者の音楽祭）
 - ② スポーツ活動
 - ・全国障害者スポーツ大会に参加する静岡市選手団への役員派遣等の協力
 - ・静岡県障害者スポーツ大会へ出場に対する周知協力、選手登録支援等
 - ・静岡県障害者スポーツ協会との連携
 - ③ こころのバリアフリーイベントへの協力（事務局・実行委員会委員）
 - ④ 文化、スポーツイベントについての周知、情報提供
 - ⑤ 障害当事者のエンパワメント・障害福祉施策の提言力の向上・意見要望の集約
 - ア. 障害者プラン勉強会の開催 月1回 障害者施策や諸制度の検討、当事者との意見交換
 - イ. 防災委員会の開催 月1回 災害時要援護者への対応
 - ウ. バリアフリー委員会の開催 月1回 移動支援・交通バリアフリーのあり方検討
 - エ. 福祉懇談会 年1回 静岡市市議会厚生委員会との意見交換

別紙：障害者相談支援推進業務 各事業の詳細

(1) 基幹相談支援センター事業

① 地域の相談支援事業者の人材育成支援

実施予定時期	平成31年6月～令和2年3月
事業概要	目標志向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援
	I 困難事例の検討
	高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討
	II アセスメント研修
	Evidence based Care（根拠にもとづく支援）と Narrative based Care（物語にもとづく支援）を学び、支援対象者の立体的な理解に努める。 ・相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ
実施対象	・市内の委託相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（35ヶ所内休止2）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等相談支援事業者	・市内の委託相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（35ヶ所内・休止2）・地域生活拠点ネットワークまいむ・まいむ
年間実施回数	5 回

実施予定時期	平成31年4月～令和2年3月
事業概要	各行政区での連絡調整会議を活用した地域資源の理解と連携
	I 各行政区で提出された困難事例の分析と必要な地域資源の理解
	II 地域資源開発の手法について
実施対象	市内の相談支援事業者の相談員
連携する障害者等相談支援事業者	市内の相談支援事業者（11ヶ所） 計画相談事業所（35ヶ所）
	関係行政機関 市内地域包括支援センター・関係相談支援事業所
年間実施回数	6 回

② 地域の関係機関との連携強化

実施予定時期	平成31年6月
事業概要	社会福祉法に明示された地域生活課題の解決に向けた多職種連携セミナー
	行政説明 社会福祉法と地域生活課題の理解
	ネットワーク構築のためのグループワーク等
実施対象	関係行政機関・市内の委託相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（35ヶ所内休止2）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等相談支援事業者	日本相談支援専門員協会又は学識経験者
年間実施回数	1 回

実施予定時期	平成31年10月（予定）
事業概要	トラブルシューター研修
	触法等特別なニーズのある障害者の支援について、関係機関との連携を図り、支援体制を構築する。（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	委託相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者（11ヶ所） 計画相談事業所（30ヶ所）
	県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、検察庁、矯正機関関係者、地方裁判所、家庭裁判所、保護観察所、保護司会、県地域定着支援センター、障害者就労支援、障害福祉行政機関等
年間実施回数	1回

実施予定時期	平成31年12月（予定）
事業概要	「災害時要援護者支援」フォーラム
	災害時要援護者について、個別避難計画の作成や地域での取り組みを考える。（地域防災から地域での支援ネットワークを構築する。）
実施対象	民生児童委員・相談支援事業所・自治会関係者、地区社協関係者
連携する障害者等 相談支援事業者	静岡市民生・児童委員協議会、静岡市社会福祉協議会（各区地域福祉推進センター）、委託相談支援事業者 静岡市行政関係者
年間実施回数	1回

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

実施予定時期	平成31年4月～令和2年3月
事業概要	不起訴処分、刑の執行猶予、保護観察処分等を付された触法障害者の支援、保護司面接同行等再犯防止の支援（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	触法障害者
連携する障害者等 相談支援事業者	保護観察所、地方検察庁（社会復帰推進室）、県地域定着支援センター、保護司会
年間実施回数	12回

実施予定時期	令和2年8月（予定）
事業概要	地域移行・地域定着の仕組みと実際
	・行政説明 事例説明
実施対象	退院促進担当者、精神科病院ワーカー
連携する障害者等 相談支援事業者	〈主に精神障害者の相談を受け入れている〉委託相談支援事業所 地域移行支援部会WTと連携
年間実施回数	1回

④ 権利擁護・虐待の防止

実施予定時期	令和元年9月（予定）
事業概要	グループホーム等小規模住居での障害者虐待防止研修
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政説明 ・ 小規模住居での障害者虐待防止の気付き
実施対象	グループホームの管理者、職員
連携する障害者等相談支援事業者	市内障害者相談支援事業所・実地指導担当課職員
年間実施回数	1 回

実施予定時期	平成31年4月～令和2年3月（予定）
事業概要	静岡市における障害者虐待防止マニュアルの検討
	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの検討会議（権利擁護部会との連携、協同） ・ マニュアルの検証、改善
実施対象	静岡市障害福祉企画課、障害者支援推進課、各区障害者支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等相談支援事業者	県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、権利擁護・障害者虐待防止部会との連携
年間実施回数	2 回

実施予定時期	令和元年10月～令和2年3月（予定）
事業概要	障害者虐待防止ネットワーク会議の実施、市内の現状と課題
実施対象	静岡市障害福祉企画課、各区生活支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等相談支援事業者	関係行政機関、県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所、労働関係機関
年間実施回数	1 回

(2) 障害者相談支援推進事業

① 障害者110番事業研修会

実施予定時期	令和元年7月
事業概要	全体会 相談の受付、聞き取りの技術（障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和元年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：暮らしの中のリスク管理・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	各1回

② 障害者相談員活動強化事業

実施予定時期	令和元年7月
事業概要	全体会 相談の受付、聞き取りの技術
年間実施回数	1回

実施予定時期	令和元年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：暮らしの中のリスク管理・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	各1回

④ 地域生活及び社会参加等推進事業

実施予定時期	令和2年3月
事業概要	TOGETHERES イン しずおかの開催（後援・実行委員派遣） ・障害当事者による音楽、演劇の発表、授産製品等の販売 ・主催 静岡日本平ローターリークラブ
年間実施回数	1回

実施予定時期	令和2年1月～3月
事業概要	無料弁護士相談会 共生、文化・スポーツ活動の紹介 ・障害当事者が共に楽しめる文化・スポーツ活動を見本市のような形で紹介する。バリアフリーイベントとの連携開催
年間実施回数	1回

実施予定時期	平成31年4月～令和2年3月
事業概要	障害当事者のエンパワメント・施策提言力の強化・意見集約（障害者プラン勉強会・バリアフリー委員会・障害当事者団体と市議会厚生委員会の議員との懇談等）
年間実施回数	36回

相談調整コーディネーター配置事業 事業計画書

(1) 運営体制

① 基本情報

所在地 及び 施設名称	〒424-0881 静岡市清水区楠150番地の1 百花園宮前ロτζ
電話番号	054-344-3555
FAX番号	054-344-3557
電子メールアドレス	mayim_mayim@nifty.com 相談調整コーディネーター専用
	shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp 静岡市障害者協会
ホームページアドレス	http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/
開所日	土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日
開所時間	10 時 ～ 16 時

② 人員配置

【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格
木村 純子		女	平成28年度県障害者相談支援従事者初任者研修修了、平成30年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修修了、特別支援学校教諭2級免許状
濱田 貴倫		男	平成26年度静岡県相談支援従事者初任者研修修了。訪問支援員2級資格。平成28年度強度行動障害支援者研修修了（基礎・実践）、平成30年度相談支援従事者現任者研修修了

(2) その他

※木村純子コーディネーターの勤務日は原則 毎週 月・水・金の3日間とする。
※濱田貴倫コーディネーターの勤務日は原則 毎週 火・木曜日の2日間とする。
<ul style="list-style-type: none"> 相談調整コーディネーターの業務とサービス調整コーディネーターの業務を相互に補完し合い、地域生活支援ネットワークの目的である「障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する」ことに資するものとする。 基幹相談支援センターとの連携を円滑に行うために、基幹相談支援センターの堀越英宏相談員が「障害者相談支援推進業務」との総合調整を行う。

別紙：相談調整コーディネーター配置事業の詳細

(1) 相談調整コーディネーター業務

① 「相談」機能調整業務 その1

事業名	静岡市障害者自立支援協議会等との連携	
事業概要	①行政区障害者相談支援連絡調整会議(以下連絡調整会議)、②行政区障害者相談支援連絡調整会議事務局会議(以下事務局会議)、③障害者相談支援連絡調整全体会議(以下全体会議)、④静岡市障害者自立支援協議会(以下自立支援協)、⑤自立支援協の専門部会(地域生活支援部会、地域移行支援部会、権利擁護虐待防止部会・就労支援部会・子ども部会・相談支援部会)等の協議体に参加し地域課題を把握するとともに、協議体間の役割を整理調整する。また、⑥発達障害者支援協議会、本年度より始まる、⑦「医療的ケア児等支援協議会」等の動向を注視し連携の機会を作る。	
実施時期	平成31年4月～令和2年3月(通年)	
実施場所	静岡市内	
実施対象	自立支援協の関係機関団体の相談担当者	
成果指標 目指す姿	成果指標	①～④の会議体に合計32回以上参加する。 ⑤各専門部会に1回以上参加する。 ⑥、⑦の協議体について、担当行政課、基幹相談支援センターと連携し協議状況を確認する。
	目指す姿	・どこの相談支援事業所に相談しても丁寧なインテーク(初回面談)や情報提供を受けられ、必要な関係機関団体とつながることができる。 ・事務局会議、連絡調整会議、全市会議で集約された地域課題について、社会資源の整備、既存の機能の調整を図る。

① 「相談」機能調整業務 その2

事業名	静岡市東部地域(旧由比町・蒲原町)における相談支援体制の構築	
事業概要	・地域的に指定特定相談支援事業所がなく、障害児通所サービス、障害者福祉サービスが不足している静岡市東部地域において、地域生活課題を整理し、福祉資源が不足している中においても、こども、高齢者、障害者が地域に於いて安定した生活が営めるよう相談支援体制を確立する。【福祉・医療・司法なんでもかんでも相談会(年4回開催・場所：清水保健福祉センター内清水医師会会議室)への参画を含む ※この課題は平成30年度・31年度に「自立支援協」に提出された地域課題であること。	
実施時期	平成31年4月～令和2年3月(通年)	
実施場所	静岡市東部地域(旧由比町・蒲原町)・出張相談会・地域ネットワーク会議	
実施対象	関係行政機関・地域包括支援センター・清水区委託・指定特定相談支援事業所・共立蒲原病院等	
成果指標 目指す姿	成果指標	出張相談会・地域ネットワーク会議を合わせて9回以上行う。
	目指す姿	福祉サービスの偏在を地域のネットワークのでカバーし、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

① 「相談」機能調整業務 その3

事業名	委託相談支援事業所を併設しない計画相談支援事業所等で長期化又は対応が困難な課題の調整及び運営上の課題の調整	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 「自立支援協」の専門部会である「相談支援部会」と連携し、各委託相談支援事業所等において、相談支援が長期化している事例を調査し、課題を分析するとともに、基幹相談支援センター、委託障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の役割を調整する。 	
実施時期	平成31年4月～令和2年3月(通年) 偶数月の第三水曜日開催	
実施場所	静岡市内	
実施対象	基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会と連携し、「基本相談支援」の在り方を検討する。(相談支援部会 WG年6回・全体会2回開催の中で実施) 相談支援部会と連携し、「計画相談支援」の量的拡大・質の向上について協議する。(相談支援部会 WG年6回・全体会2回開催の中で実施) 小規模又は新規開設の計画相談支援事業所を訪問し、運営上の課題を整理検討する。(8事業所)
	目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> 三層構造になっている障害者相談支援体制のそれぞれの役割が明確になり、連携が進むことで、利用者が使いやすい相談支援体制ができる。 相談支援事業所間の連携を深めることで、一つの相談支援事業所が困難な事例を抱え込まず、課題の解決につなげる。 一人相談支援事業所が機能停止しないような連携の仕組みを考える。

② 「専門性」機能調整業務 その1

事業名	多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修の開催	
事業概要	目標志向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援	
	I 困難事例の検討	
	高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討	
	II アセスメント研修	
		<ul style="list-style-type: none"> Evidence based Care (根拠にもとづく支援) と Narrative based Care (物語にもとづく支援) を学び、支援対象者の立体的な理解に努める。 相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ
実施予定時期	平成31年6月～令和2年3月 計5回	
実施対象	市内の委託相談支援事業者(11ヶ所)・計画相談事業所(35ヶ所内休止2)・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)に定める相談機関の相談担当者	
成果指標 目指す姿	成果指標	事例検討会を年5回開催
	目指す姿	複合的な課題のアセスメントの手法を学び、多職種連携の下、家族全体の支援体制が構築できるようにする。

② 「専門性」機能調整業務 その2

事業名	地域の実情・背景に則した研修の開催	
事業概要	静岡地方検察庁に「社会復帰支援室」が設置され、触法障がい者のいわゆる入口支援の事例が増加している。こうした事例は司法・福祉・医療・社会福祉事務所等の連携の下に重層的な支援が必要であり、相談支援専門員に高度なソーシャルワーク機能が求められている。こうした背景を踏まえ専門家を招きシンポジウムや事例検討を行う等の研修	
実施時期	8月～翌年3月 シンポジウム1回・事例研修1回	
実施場所	静岡市中央福祉センター・百花園宮前ロッチ	
実施対象	市内の委託及び指定特定相談支援事業所・関係機関・団体	
成果指標 目指す姿	成果指標	・罪を犯した障がい者の支援に関するシンポジウム・事例研修を年1回以上開催する。
	目指す姿	・静岡市が今後作成する再犯防止推進計画に則り、罪を犯した障がい者支援ネットワークを確立することで、再犯の防止と触法障がい者の自立を図る。

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その1

事業名	地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』ネットワーク会議の開催	
事業概要	・地域生活支援拠点の面的整備の意味合いを広く福祉関係機関団体、当事者団体等に周知し、協力体制を整備する。	
実施時期	令和元年9月、令和2年3月（予定）	
実施場所	百花園宮前ロッチ・静岡市中央福祉センター	
実施対象	静岡市内の福祉関係機関団体（高齢者・児童分野含む）・特別支援教育関係機関・自立支援部会の各専門部会長・障がい当事者団体等	
成果指標 目指す姿	成果指標	・ネットワーク会議を年2回以上開催する
	目指す姿	・地域の関係機関・団体、地域住民等による地域生活支援ネットワークの「面的整備」の趣旨について理解が深まり、より主体的にネットワークに参画している状況

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その2

事業名	地域生活支援部会の開催	
事業概要	①ネットワーク会議の個別会議を静岡市障害者自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援部会」に位置づけて開催する。②地域生活支援部会では、地域生活支援ネットワークの進捗状況や課題を報告するとともに、地域生活支援の推進に関する事項を協議することで面的整備の具体的な推進を図る。【障害福祉サービス事業所等との連絡調整、移動支援の利便性の向上、移動支援ヘルパー研修、強度行動障害に対応できる人材の育成（静岡市入所施設・通所施設サポート事業・自閉症専門研修等）、災害時要配慮者への対応等】	
実施時期	令和元年6～7月、令和2年1月（予定）	
実施場所	百花園宮前ロッチ・静岡市中央福祉センター	
実施対象	部会員：宮前ロッチ施設長、自立支援協委員、学識経験者、当事者団体、ヘルパー事業所、通所サポート事業アドバイザー、委託相談支援事業所他 ※事務局 相談調整コーディネーター、サービス調整コーディネーター	
成果指標 目指す姿	成果指標	・地域生活支援部会を年2回以上開催する
	目指す姿	・地域生活支援部会で協議し整理した課題について、自立支援協に報告するとともに、「静岡市共生のまちづくり計画」の推進に資するよう提言を行う。

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その3

事業名	社会福祉法に明示された地域生活課題の解決に向けた多職種連携シンポジウムの開催	
事業概要	・高齢・障害・児童・生活困窮・ひきこもり等の社会的孤立にかかわる相談支援関係機関の連携のあり方を地域の事例から学び、実践につなげるシンポジウムの開催	
実施時期	令和元年6月	
実施場所	百花園宮前ロッチ、静岡市中央福祉センター	
実施対象	・関係行政機関、市内の委託相談支援事業者（11ヶ所）・計画相談事業所（35ヶ所内休止2）・暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者。	
成果指標 目指す姿	成果指標	・上記（「専門性」機能調整業務 その1）に示した「多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修」の成果を踏まえ、児童・高齢者・障害者に対する横断的なネットワークを構築するための啓発セミナーを年1回以上開催
	目指す姿	・専門分野以外の関係機関団体との連携を図ることで、支援機関の専門性で中断されない連続的な支援体制を構築す

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その4

事業名	障害児・障害者福祉サービス事業所との業種別連絡会の開催・訪問の実施	
事業概要	①放課後デイサービス事業所連絡会（葵・駿河区／清水区）等業種別連絡会に参画し、情報の共有を行い、利用児・者にとって必要な地域資源の確保策を検討する。 ②種別の協議会等がない場合は、各種別ごとに向けた、行政指導研修も交えて、連絡会を企画する。 ③新規開設事業所等を訪問し、事業所情報を整理し、関係機関団体と共有する。	
実施時期	4月～翌年3月	
実施場所	静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）、宮前ロッチ、静岡市内各事業所	
実施対象	①市内放課後デイサービス事業所、②市内グループホーム、③市内障害児者福祉サービス事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	①放課後デイサービス事業所連絡会への参画（葵・駿河区 年8回以上・清水区 年10回以上） ②グループホーム連絡会（年1回以上） ③障害児者福祉サービス事業所訪問 延べ20回以上
	目指す姿	障害児者福祉サービス事業所と相談支援事業所の情報の共有が進み、利用者のサービス選択が円滑に行われる。

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その5

事業名	教育機関との連携	
事業概要	市内の特別支援学校が主催する「進路指導担当者会議福祉部会」や卒業予定者の個別支援会議等に参加し、卒業生のいわゆる地域デビューを支え、地域社会での生活が円滑に行われるよう関係機関団体との調整	
実施時期	4月～翌年3月	
実施場所	市内特別支援学校等	
実施対象	特別支援学校等の進路担当者、委託・指定特定相談支援事業所・進路先企業・障害者福祉サービス事業所 自立支援協の専門部会である「子ども部会」との連携を図る。	
成果指標 目指す姿	成果指標	・静岡市教育委員会等（特別支援教育進路指導協議会含む）が主催する会議に年2回以上参加するとともに、支援要請のあった個別支援会議に随時参加する。
	目指す姿	・支援学校卒業後の支援について、利用者が必要な時に適切な支援が受けられる体制ができる。

③ ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等 その6

事業名	町内会・自治会・大学・市民活動団体等との連携	
事業概要	①静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・清水市民活動センター、各大学の産学協同の仕組みや等を活用し、自治会・民生・児童委員・障害者相談員・地域住民と障害福祉サービス事業所等との双方向の連携に努める。②地域の企業、大学、市民活動団体及び「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業生等と障害福祉サービス事業所とのコラボレーションを推進する。	
実施時期	4月～翌年3月	
実施場所	静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・静岡市清水市民活動センター・団塊創業塾「くれぱ」、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業生等の活動場所	
実施対象	市民活動団体・自治会・大学・障害児者福祉サービス事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	・月1回以上の連絡調整、情報発信
	目指す姿	・地域の多様な世代の住民や様々な市民活動団体と障害児者サービス事業所や障がい当事者団体も交流を促進ことで、自分の周囲や地域、自分の住むまちをよくしたい、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識の醸成を目指し、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりに資する。

平成31年度 静岡市生活保護精神障害者退院支援促進事業計画書

1. 担当職員の配置

(1) 担当者：濱田貴倫（主担当・相談支援専門員）、牧野善浴（副担当・社会福祉士）

(2) 事業の実施方法

①事業内容の周知と連携：以下の連携会議等に出席し、3区の専任相談員からの活動状況報告を受け、精神障害者の地域移行の課題等の把握に努める。

②関係者の連絡会にて事業対象者の選任、事業の進め方を検討し、退院支援の状況を確認する

③直接支援：過年度から継続して支援する方のほか、提供される対象者名簿と現在の連携会議の生活保護受給者から支援の対象者を選定し、退院支援、地域移行に必要な支援を行う。

(3) 精神障害者の退院促進協議体との連携

障害者自立支援協議会地域移行支援部会作業部会「精神障害者地域移行支援ワーキンググループ」との連携

2. 本事業の関係者連絡会（打ち合わせ）

年 月	会議名	主催者
令和元年8月	平成31年度（令和元年度）静岡市生活保護精神障害者退院支援プログラム関係者会議	静岡市福祉総務課
参加機関 ・団体	福祉総務課・葵・駿河・清水福祉事務所 生活支援課	参加者機関団体 10ヶ所
	保健所精神保健福祉課	
	市内の3障害者相談支援事業所(委託・精神)各専任相談員 静岡市支援センターみらい・はーとばる・静岡市支援センターなごやか	
	静岡市障害者相談支援推進センター（障害者協会） 地域生活支援ネットワーク コーディネーター	
協議内容	1 「生活保護精神障害者退院支援プログラム実施要領」の確認（福祉総務課） 2 平成30年度の支援結果について（前年度受託：障害者協会） 3 平成31年度(令和元年度)の支援について（福祉総務課、障害者協会） ・各区における生活保護精神障害者で現在入院中のケースについて現況と今後の課題、方針について協議（例 各専任相談員の退院支援対象者のうち生活保護受給者との照合、情報共有を行い、適切な対象者を決定して行く等） 4 個別の調整 「生活保護精神障害者退院支援対象者名簿」については、専任相談員が退院支援している生保受給者の一覧と各区の生活支援課の対象者候補とのすり合わせを双方で行い、具体的に対象者を決め、今年度の退院支援を進めることを確認。対象者は、改めて各生活支援課が提出。対象者の支援については各行政区担当ケースワーカーと連携協議する。	

成果目標	・本事業の対象者の適切な把握、各行政区生活支援課担当ケースワーカーと密接に連携し、退院後の地域生活のイメージを共有する。
------	--

3. 連携会議等の実施状況等

(1) 関連諸会議について

会議名	本事業関係者連絡会	自立支援協議会の地域移行支援部会	同部会の作業部会「精神障害者地域移行支援ワーキンググループ：WG」
主催	福祉総務課	精神保健福祉課	精神保健福祉課
頻度	年1回	年2～3回	毎月1回
代表	(主催課)	部会長	グループ長
参加者	主催課、委託業者 関連課(各支援課)	協議会の委員 本部会員、その他	同左+市内5病院※の相談員・看護師等、退院支援専任相談員、基幹相談支援センター
事務局	(受託業者)	精神保健福祉課	専任相談員(3人)
成果目標	・上記の会議に参画し、対象者の地域移行にむけて、必要な支援体制の構築を図る。		

※ 日本平病院,第一駿府病院,清水駿府病院,溝口病院,こころの医療センターの計5病院

(2) 個別の会議の予定

会議名	開催予定	
静岡市自立支援協議会 地域移行支援部会 精神障害者地域移行支援ワーキンググループ	毎月実施 4月・5月 第4金曜日午後 6月～翌年 第4木曜日 午後	① 退院支援専任相談員の活動及び新規ケースの報告及び課題について 生活保護受給者で退院支援が可能な方の把握、情報の確認 ② 地域移行・地域定着支援に関する情報提供等 ③ 他機関との連携、障害者相談支援事業所(計画相談事業所・自立生活援助事業所・ヘルパー事業所・地域包括支援センター等)との連携について ④ 各グループの企画検討

4. 個別の支援

- ・本人の意向に沿った、退院後の居住場所の確保に努める。(意思決定支援・家族等との調整)
- ・本人が希望した場合は、必要な障害福祉サービスの支給申請を、関係機関と連携し、支援する。(共同生活援助・自立生活援助・居宅介護・移動支援・地域移行・地域定着支援・就労移行・就労継続A型・就労継続B型等)
- ・本人が希望した場合には、必要な在宅医療制度の活用が図れるように支援する。(訪問看護・医療機関でのデイサービス等)
- ・体験ルームの利用、ヘルパーの利用等について、入院中は在宅支援の給付はできないので、費用が発生する見込みがあれば各行政区担当ケースワーカーと連携協議する。